

情答申第 1 号
平成 26 年 7 月 16 日

海津市長 松永 清彦 様

海津市情報公開審査会
会 長 野 瀬 徳 之

公文書不開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成 26 年 5 月 27 日付税第 236 号で諮問のあった件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

本件不服申立てに係る、平成 26 年 5 月 22 日付け税第 176 号及び税第 177 号（任意提供）により海津市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定は、妥当である。

2 異議申立の経緯

(1) 平成 26 年 5 月 12 日、不服申立人は、平成 15 年～平成 20 年までの南濃町駒野山下 1277-1～1277-9 及び 1276-1～1276-7 までの課税が何の地目で評価されていたかを海津市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号。以下「条例」という。）の規定に基づき公文書の開示請求を行った。ただし、平成 15 年及び平成 16 年については、公文書任意提供申出書による請求である。

(2) 平成 26 年 5 月 22 日、実施機関は、請求対象の公文書を「上記土地の固定資産課税台帳の課税地目」と特定した上で、「個人等に関する情報については、公にすることにより個人等の権利利益を害する恐れがあるため」及び「固定資産課税台帳は、上記地番の納税義務者及び納税義務者の委任状提出者にのみ閲覧可能としているため」との理由で不開示決定をし、不服申立人に通知した。

(3) 平成 26 年 5 月 22 日、不服申立人は本件処分について、これを不服と

して実施機関に対して不服申立てを行ったので、実施機関は、平成26年5月27日、当審査会に対し条例第19条に基づき諮問を行った。

3 不服申立人の不服申立ての趣旨及び理由

不服申立人は、不服申立書において概ね次のように主張している。

上記土地は登記簿謄本によると地目は山林となっている。固定資産税の地目の取扱いがどうなっているかを知りたいだけで、課税された地目のみの開示が個人情報に該当し、個人の権利利益を害するとは到底思えない。個人情報という理由で不開示されることに納得できない。

4 実施機関の不開示とした理由及び説明

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

地方税法には、縦覧制度と閲覧制度があり、これらの取扱いについては、平成14年9月18日付け総税固第60号総務省自治税務局固定資産税課長通知「固定資産税の情報開示に関する留意事項について」に基づいて行っている。

まず、縦覧制度は、地方税法第416条に規定されており、市内に所在する土地の固定資産税の納税者が他の土地や家屋と比較して価格が適正であるかどうかを確認できるようにするためのものであり、当該年度の「土地価格等縦覧帳簿」は、例年4月1日から5月31日（当該年度の最初の納期限）まで縦覧することができる。また、上記通知には「評価額の比較という目的以外の目的に縦覧制度が濫用されないようにすべき」とあるため、目的以外の縦覧は行っていない。

次に「固定資産課税台帳」の閲覧は、地方税法第382条の2に規定されており、閲覧の対象者は固定資産税の納税義務者及び借地人、借家人に限定されており、第三者の閲覧については、本人の同意書又は委任状等の提示した場合のみ閲覧することができる。

不服申立人の請求は過年度（平成15年から平成20年）の課税地目の開示であるから、上記地方税法の縦覧及び閲覧制度の趣旨を鑑み、また、当該情報が条例第7条第2号の「公にすることにより個人等の権利利益を害する恐れがあるため」に該当するため不開示としたものである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市が保有する公文書の閲覧又は写しの交付を請求できる権利を保障することによって、市の行っている活動内容を具体的に明らかにし、その必要性和妥当性を説明する責務を全

うするためにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の開示を請求する権利を尊重する見地から行わなければならない。

しかし、条例はすべての公文書の公開を義務付けているわけではなく、第7条において、各号のいずれかに掲げる情報が記載されている場合は、公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的な判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならない。

(2) 本件の対象文書について

不服申立人は、ある特定の土地の課税が何の地目で評価されていたかを開示請求している。本件の対象文書は「固定資産課税台帳」及び「土地価格等縦覧帳簿」と特定して検討する。

(3) 本件事案の争点について

実施機関が本請求において、地方税法及び条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。地方税法の規定に基づき不開示としたその根拠は、条例第7条第1号によるものであるから、当審査会は、本件対象文書が条例第7条第1号及び第2号が定める情報に該当するか否かを判断する。

(4) 条例第7条第1号の該当性について

① 条例第7条第1号の趣旨

条例第7条第1号は、「法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関等の指示により、公にすることができないとされている情報」を不開示情報として規定している。

本号は、法令の規定により公にすることが禁止されている情報は、この条例による開示請求に対しても不開示とすることを定めるとともに、実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関から公にしてはならない旨の指示がなされている情報についても不開示とすることを定めたものである。

「公にすることができないとされる情報」とは、具体的に、次のものがある。

- ・明文の規定をもって閲覧等が禁止されているもの
- ・多目的使用が禁止されているもの
- ・個別の法令等の明文により守秘義務が課せられているもの
- ・その他法令等の趣旨及び目的等から判断して、公にすることができない

と認められるもの

②地方税法の趣旨・目的

本件対象文書は、いずれも税務職員が実地調査、質問等により得られる情報を含んでいるが、これらの情報には、納税者の個人情報又は法人情報が含まれている可能性があり、情報の開示には特に慎重な配慮が求められる。それ故、「固定資産課税台帳」は、その閲覧を納税義務者その他の政令で定める者に限定しており（地方税法第382条の2）、それ以外の第三者には閲覧が認められていない。

また、「土地価格等縦覧帳簿」においても、その縦覧を市内に所在する土地の固定資産税の納税者に限り、それ以外の第三者の縦覧は認められず、当該年度に限定されている（地方税法第416条）。

他方、不動産登記制度は、国民の権利の保全を図り、もって不動産の取引の安全と円滑に資することを目的としているため（不動産登記法第1条）、何人も登記所において「登記簿」を閲覧し、写しの交付を求めることができる。

これらの閲覧・縦覧制度と不動産登記制度のそれぞれの法律の趣旨を考慮すれば、必要な土地の情報の入手は、基本的に不動産登記制度による対応が予定されており、本件対象文書中の「課税地目」は、閲覧・縦覧制度により、税務窓口に限定して、その入手を認めるのが地方税法の趣旨であると解される。

なお、地方税法上の閲覧・縦覧制度は、対象者及び期間が制限されていることから、情報公開制度と異なり、何人にも閲覧・縦覧を許すものではない。

仮に、閲覧・縦覧制度に係わらず、情報公開請求により、いつでも、何人に対しても、開示できるとするならば、地方税法の制度枠組みは名目上存在するが実質的には何の意味ももたないものになってしまう。

したがって、本件請求は、地方税法の趣旨に抵触すると解される。

③該当性の判断

縦覧制度は、地方税法第416条の規定に基づき、納税者がその納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地について、当該土地が所在する区域の土地の評価額との比較を通じて、自己の土地の登録された評価額が適正かどうかを判断することができるようにするためのものである。

しかし、縦覧できる対象者は市内に所在する固定資産税の納税義務者等に限定されており、期間も例年4月1日から5月31日（当該年度の最初

の納期限)に限定している。

したがって、本件の対象文書である「土地価格等縦覧帳簿」は、地方税法の趣旨及び目的等から判断して、公にすることができないと認められる情報にあたり、条例第7条第1号に該当する。

次に閲覧制度は、地方税法第382条の2の規定に基づき、納税義務者その他政令で定める者の求めに応じ、当該固定資産課税台帳を閲覧に供しなければならないとしている。条文において閲覧できるものを限定しているのであれば、その反対解釈として第三者への開示は認められないと解するのが当然である。

したがって、本件の対象文書である「固定資産課税台帳」は、地方税法第382条の2の規定をもって不服申立人に対して閲覧等が禁止されている文書にあたり、条例第7条第1号に該当する。

④結論

以上により、実施機関が本件請求を地方税法の規定に基づき不開示としたことは不当とは解されない。

また、実施機関は不開示理由として条例第7条第2号の該当を適用しているが、上記②、③のとおり同条第1号に該当する情報であると認められるので、同条第2号の該当性について判断するまでもなく不開示とすることは妥当である。

6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年5月27日	実施機関からの諮問
6月10日	審議
6月24日	審議
7月17日	答申書審議・結審